

# 兵庫県立工業技術センター宿日直代行職員（兵庫県会計年度任用職員）募集

- ・受付期間 令和8年2月 4日（水）～令和8年2月18日（水） [必着]
- ・書類審査結果 令和8年2月19日（木）
- ・面接試験日 令和8年2月26日（木）
- ・任用期間 令和8年4月 1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 兵庫県立工業技術センター（神戸市須磨区行平町3-1-12）

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
宿日直代行員	1人	夜間及び休日などの庁舎管理業務 (庁舎巡回、入退館管理、出入口施錠・解錠、その他庁舎管理に必要なこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>・変形労働時間制（1ヶ月単位） 宿直17:00～9:00 (仮眠22:30～6:30) 日直 9:00～8:59 (休憩12:00～13:00)</li><li>・3週で14日休みの交替制 (週2～3日程度)勤務</li><li>・日直及び宿日直とも断続的労働</li></ul>

## 2 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県立工業技術センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
応募書類及び面接試験による選考

## (2) 面接選考

### ① 日時

令和8年2月26日（木）

※試験時間は書類審査後、書類審査合格者にお知らせします。

### ② 場所

兵庫県立工業技術センター内 会議室

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12 TEL: 078-731-4192

## 4 申込先及び申込方法

下記まで郵送又は持参で市販の履歴書（写真を貼付したもの）を提出してください。

兵庫県立工業技術センター総務部（技術交流館1階）[TEL:078-731-4192]

郵送の場合の送付先住所…〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12

## 5 合格発表

(1) 書類審査結果：令和8年2月19日（木）発送

※2月24日（火）までに到着しない場合は申込先に連絡してください。

(2) 面接審査結果：令和8年3月3日（火）までに発送

※合格者には電話でも連絡

## 6 採用予定期

採用日は原則として令和8年4月1日（水）です。

## 7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

## 8 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 155,232 円～192,192 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.65 月（6 月期 2.325 月、12 月期 2.325 月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します（支給限度額の設定あり）。

(5) 勤務形態等

① 勤務形態

3週で14日休みの交替制（週2～3日程度）勤務

日直及び宿日直とも断続的労働

[宿直16時間（実働180分）と宿日直24時間（実働215分）拘束となります]

※『監視断続的労働許可』取得済

② 勤務時間

変形労働時間制（1ヶ月単位）

宿直 17:00～9:00（仮眠22:30～6:30）

日直 9:00～8:59（休憩12:00～13:00）

(6) 休暇

年次有給休暇（就業日数により異なります）

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
  - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
  - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。